

令和3年度

第9回教育委員会（定例）

令和3年10月25日提出

丹波篠山市教育委員会

(議事日程)

日 程 令和3年10月25日 午後2時00分～

場 所 市役所第2庁舎3階 2-301. 302会議室

開会あいさつ

開会宣言 時 分

日程第1 第7回、第8回会議録の報告・承認

日程第2 会議録署名委員指名

番委員 (委員)

日程第3 会期の決定 自 令和3年10月25日 至 令和 年 月 日 日間

日程第4 報告事項

- 1 寄附採納について (教育総務課)・・・1頁
- 2 後援名義の承認について (教育総務課)・・・2頁
- 3 第122回丹波篠山市議会議長月会議一般質問について (教育総務課)・・・3頁
- 4 小中学校児童生徒の問題行動等について (学校教育課)・・・15頁
- 5 令和3年度10月小・中・特別支援学校定例校長会について (学校教育課)・・・18頁
- 6 「人権教育に関する教職員の意識調査」報告について (教育研究所)・・・19頁
- 7 ホストタウン事業(プエルトリコ・チャイニーズタイペイとのオンライン交流)について (社会教育課)・・・20頁
- 8 第42回丹波篠山ABCマラソンの実施方法等について (社会教育課)・・・23頁
- 9 教育長報告 ・・・24頁

《次回定例会》

教育委員会(定例) 日程：令和3年11月22日(月)14:00～ 場所：今田まちづくりセンター 集会室

【質問事項1】 兵庫県有形文化財「住之江の庭」を地域振興の核施設に**【質問主旨】 活用方法やその支援について****【教育長答弁】**

原田議員の1点目の質問「兵庫県有形文化財『住之江の庭』を地域振興の核施設に」についてお答えします。

川原の住吉神社「住之江の庭」のある福住地区は、平成24年12月に重要伝統的建造物群保存地区として選定され、来年で10年を迎えます。このコロナ禍で延期となっていますが、令和2年度には全国伝統的建造物群保存地区協議会の全国大会が福住地区において開催される予定でした。こうしたこともあり、丹波篠山市及び教育委員会においても、住吉神社「住之江の庭」を活用いただくために観光客用駐車場や公衆トイレの整備など積極的に取り組んできたところです。地域では、平成29年度から令和元年にかけて地域住民が主体となり外国人を対象としたモニターツアーを実施し、古地図を見ながら保存地区や旧街道を散策できるWEBサイトを作成しています。また、外部講師を招いたガイドの養成講座なども積極的に開催されるなど、保存地区だけではなく、福住地区全体が一体となり伝統的建造物群を活かしたまちづくりに取り組んでおられます。そうした事業の中心となったのが「住之江の庭」の再生への取り組みでした。

川原の住吉神社「住之江の庭」は、ご存知のとおり近代の著名な作庭家である重森三玲（しげもりみれい）が昭和41年に手がけた庭園です。この度の庭園の再生事業にご協力いただいた重森三玲の弟子である西桂（にしかつら）氏によると重森三玲が自ら自信作と語った庭園でもあります。50年前の完成当初には地域住民が主体となりパンフレット等も作成し、有料で公開していましたが、管理の負担等もあり公開をとりやめています。そして徐々に経年劣化が進み今まで大規模な修理は行われることはありませんでした。

この度、地域住民と市内外からの参加者が力を合わせ、3カ年をかけて完成当時の姿を蘇らせたことは地域が誇るべきことだと思います。この住民が主体の活動が全国でも類をみないと評価されるとともに、兵庫県指定文化財（名勝）として新たに指定されるなど、その文化財的価値が見直されました。

これからも、地域住民の参画と協働により「住之江の庭」の文化財的価値を高める活用ができればと考えています。

コロナ感染症が、ワクチン接種などにより次第に沈静化することを想定し、教育委員会では、令和4年の伝建選定10周年及び令和5年に予定されている全国伝統的建造物群保存地区協議会丹波篠山市大会と関連させて「住之江の庭」を活用できればと考えています。

市及び教育委員会の支援として、文化財課では、地域が主体となり歴史文化を活かした取り組みに対して「地域の歴史文化を活かしたまちづくり事業」、観光交流課では、このたび新たに新設された「丹波篠山市朝と夜のにぎわい創出事業」などの支援メニューがありますのでご検討いただければと考えます。また、地域振興及び定住促進などの関連部署とも連携を図りながら「住之江の庭」の活用に関して進めていきたいと考えます。

Q. 文化財課には文化財の保存活用の情報が入る。地元からの発信を待つのではなく、積極的に導く、手を差し伸べるような支援をお願いしたい。

A. 文化庁からの文化財活用の通知では、日常的に接することができるよう、一般的には公開することで活用が図られます。公開の方法としては、1つ文化財が持つ機能を維持すること、1つ新しい機能や用途を付加する方法が示されております。例えば、福住の祭礼や伝統行事と連動させる方法、カフェやレストラン等と新しい用途を加えて公開する方法が考えられるのではないかと思います。加えて、令和4年度伝建選定10周年、令和5年度伝建全国大会丹波篠山大会予定と連携できればと考えます。地域住民との協働と参画をもって、文化財的価値が高められると思います。財政的には、文化財課のまちづくり事業、観光交流部の朝と夜の賑わい創出事業を検討いただければと思います。

【通告番号】 個-3

隅田 雅春 議員

【質問事項1】 SDG sの目標を明確に

【質問主旨】 市内学校園ではどのような取り組みを進めているのか

【教育長答弁】

隅田議員の1点目の質問「SDG sの目標を明確に」のうち、5つ目「市内学校園ではどのような取り組みを進めているのか」についてお答えします。

SDG sで扱われている対象は、貧困、人権、環境、資源、エネルギー、防災・安全多様性の尊重など、教育に密接に関わるテーマです。平成29年3月公示の学習指導要領では、「これからの学校には、(中略)一人一人の児童(生徒)が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。」としています。

市内学校園での取組についても、まず各教科の授業を通してSDG sの学びを進めています。各教科の教科書において、SDG sの達成を目指して、これからの社会を担う児童生徒たちにぜひ知って考えてほしい題材が多く取り上げられています。

例えば、小学校の国語では、「パラリンピック」を取り上げ、共生などの視点から、パラリンピックが目指すものを示しており、児童はこの教材を通して、SDG s目標10「人や国の不平等をなくそう」に関わって、人が持つ多様性を認め、だれもが平等に活躍できる社会の実現について考えを深めています。

学校園での教育活動においては、「防災・安全」、「環境」、「人権・多様性の尊重」、「伝統・文化の尊重」など、学校園の教育活動全体を通して、持続可能な社会づくりを支援していると言っても過言ではありません。特に、丹波篠山の教育については、「ふるさと教育」がまさに「持続可能な社会づくり」であります。地域のお祭りなど行事への参加と人々とのふれあい、農業体験、丹波篠山の食を生かした学校給食、自然とのふれあいなど、丹波篠山市のよいところを学ぶ機会をつくっており、「住み続けられるまちづくり」について学ぶ機会となっています。今後も郷土を愛し、誇りに思う人材育成の推進を図り、SDG sの目標を明確にしながら授業に取り組んでいきます。

【質問事項3】 子育て支援・若年者支援のさらなる充実を

【質問主旨】 第2子保育料無償化についての考えは

【教育長答弁】

隅田議員の3点目の質問「子育て支援・若年者支援のさらなる充実を」のうち、1つ目「第2子についても保育料の無料とするよう検討してはどうか」についてお答えします。

幼稚園、認定こども園、保育園の保育料については、令和元年10月1日の「子ども・子育て支援法」の一部改正により、3歳児から5歳児までが無償化され、0歳児から2歳児についても市民税非課税世帯の保育料が無料となりました。

ご提案の0歳児から2歳児にかかるすべての第2子の保育料無償化については、兵庫県内では明石市、養父市、佐用町で実施をされています。また、一部軽減についても、県内で9市町が実施されていますが、丹波篠山市も含めその他の市町は国の基準通りの運用がなされています。

国の基準での実施に対しては、国庫負担金や県負担金で財源が確保されていますが、国の枠を超えて実施する場合は、市の単独事業として実施することとなります。

つきましては、所得の少ない世帯のうち、ひとり親や障害者のいらっしゃる世帯は、第2子の保育料が無償となるようすでに国の基準において配慮されていることを踏まえつつ、その他の世帯における第2子の保育料無償化については、コロナ禍における子育て家庭の状況を考慮しつつ、引き続き研究していきたいと考えます。

【通告番号】 個－4

安井 博幸 議員

【質問事項2】 市貸し施設のオンライン予約を

【質問主旨】 市施設の時間貸しについての考えは

【教育長答弁】

安井議員2点目の質問「市貸し施設のオンライン予約」のうち、3つ目「市施設は利用者ファーストで時間貸しを」についてお答えします。

丹波篠山総合スポーツセンターはスポーツ活動の拠点として、競技会や合宿等の利用が多くあり、各競技団体の大会等での利用の観点から入替時間等を考慮した利用時間区分やそれに伴う料金の設定となっています。

このことにより、利用区分時間の前後の時間で準備・撤収が可能であり、次の利用者とのスムーズに入れ替わることができています。

20種類の競技スポーツ団体が加盟している丹波篠山市スポーツ協会への聞き取りでは、「競技会等を開催する際には、利用時間を最大限利用できる現行の利用区分が望ましい」「競技会や合宿等の利用が多いため、練習利用の利便性とは区別してもらいたい」「競技会等で1日を通して利用したくても、昼間の1～2時間程度の練習利用の予約が入っている場合、競技会が開催できない事態が発生することが危惧される」といった意見をいただきました。

また、指定管理者への聞き取りでは、1時間単位での利用に変更した場合、「準備・撤収の関係で利用者間のトラブルが想定される」「従来の利用料金が見込めないことや事務処理が煩雑になることから、割増の料金設定をお願いしたい」等の意見をもらっています。

市内の貸し施設を一律に時間貸しとするのではなく、丹波篠山総合スポーツセンターにおいては、競技団体が競技会等の開催に利用することが多い利用形態であることを踏まえ、今のところは、現行の利用区分設定による管理運営を行いたいと考えますが、今後も利用者の

ご意見をうかがいながら適切な施設利用について検討していきます。

Q. デジタルの時代に市の公共施設がネット予約できないことは問題である。スマホで簡単予約できるのは当たり前時代、職員の仕事の合理化、市民サービスの観点からネット予約を進めるべきである。

A. スポセンの施設予約については、平成16年県からの移管を受けたときの利用形態を継承しています。屋外については、テニスなど個人利用が多いこと、天候悪化により利用できなくなる場合があるため時間設定をしています。屋内については、集団利用が多く準備、片付けに時間を要するため時間設定を設けていません。オンライン予約については、今後、検討していきます。

【通告番号】 個－6

向井 千尋 議員

【質問事項1】 医療的ケア児への教育支援体制を整えるために

【質問主旨】 1 医療的ケア児に対する教育的支援の基本的理念について

【教育長答弁】

向井議員からの質問「医療的ケア児への教育支援体制を整えるために」のうち、1つ目「『医療的ケア児支援法』の成立、施行に伴い、本市の『責務』となる医療的ケア児に対する教育的支援の基本的理念についてどのように考えておられるのか。」についてお答えします。

「丹波篠山の教育」では、その核、柱として“子育ていちばん”を掲げ、乳幼児教育から生涯を通じた学びを推進しています。

医療的ケア児及びその家族に対する支援につきましても、「医療的ケア児支援法」の基本的理念にありますように、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援を行わなければなりません。

医療的ケアとは、一般的には、病院などの医療機関以外の場所（学校や自宅など）で日常的に継続して行われる、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医行為を指し、病気治療のための入院や通院で行われる医行為は含まれないものとされています。丹波篠山市においても、医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍しており、篠山養護学校には看護師を配置し、医療的ケア児の健康状態を見守るなど教職員と連携して、医療的ケアを行っています。

これまでにしても、篠山養護学校の医療的ケアにつきましても、課題を共有し、看護師の体制整備や福祉との連携など、医療的ケア児の登下校や学校生活について、基礎的環境整備、合理的配慮の提供等を検討し、保護者の意向、理解を尊重しながら取組を進めてきました。

篠山養護学校の看護師体制につきましても、以前より看護師3名を常時配置することとしておりますが、学校における医療的ケアの実施は、医療現場にて実施する場合よりも、看護業務の違いや医療的ケア実施の判断などの難しさ、看護師の負担等により、常時3名の配置はできていませんでした。7月より正規市職員2名、会計年度任用職員2名の配置にいたりましたが、常時3名の体制をなんとか整えることができたという現状であり、安定的な雇用の確保、課題の改善に努めているところです。

学校園においては、園児児童生徒等が集い、人と人との触れ合いにより人格の形成が

なされる場であり、学校園における教育活動を行う上では、医療的ケアの有無にかかわらず、園児児童生徒等の安全の確保が保障されることが前提であります。こうした観点を踏まえ、今後とも学校園における医療的ケアの実施は、医療的ケア児に対する教育面・安全面から進めていきたいと考えています。

【質問主旨】1「医療的ケア児」に対する教育支援体制について

【教育長答弁】

向井議員からの質問「医療的ケア児への教育支援体制を整えるために」のうち、2つ目「本市における「医療的ケア児」に対する教育支援体制の現状と課題、今後の計画について」についてお答えします。

安全に医療的ケアを実施するため、学校園における医療的ケアの実施に当たっては、医療の専門的知見が不可欠であり、看護師等が医療的ケアを行う場合は医師の指示が必要となります。医療的ケアを実施する学校には、基本的に医師が存在しませんので、あらかじめ主治医が指示書を作成し、その指示書の内容に従って、医療的ケアを実施することとしています。また、医療的ケアの種類や内容により、その対応が異なり、学校は主治医や学校医に相談したり、保護者に確認したり、相互の理解あつての医療的ケアとなります。

現在、篠山養護学校においても、指示書に基づいて医療的ケアを実施しています。医療的ケアの範囲や内容において具体的な指示がない場合や明確でない場合は、主治医や学校医との連携のもと実施しています。しかし、定型的ではない、個別性の高い医療的ケアに対しては、病院勤務の看護とは異なる看護力が求められています。医師不在の中で行う学校での業務は、通常の看護師が経験している看護ではないことが多く、学校というシステムの現状を理解し、医療的ケアの子どもを熟知することが重要となっています。

今後の計画につきましては、総括的な管理体制を整備するため、教育、福祉、医療等の関係部局や関係機関、保護者の代表者などの関係者から構成される協議会を設置し、学校園における医療的ケア実施体制（ガイドライン）の策定、看護師等の研修、学校と医師及び医療機関の連携協力の支援等について検討し、学校園における医療的ケア体制のバックアップを図ります。

【質問主旨】1『医療的ケア運営協議会の設置・運営』、『ガイドラインの策定』について

【教育長答弁】

向井議員からの質問「医療的ケア児への教育支援体制を整えるために」のうち、3つ目「本市の教育委員会における、『医療的ケア運営協議会の設置・運営』、『ガイドラインの策定』について、現状と課題、今後の計画」についてお答えします。

「医療的ケア運営協議会の設置・運営」につきましては、「兵庫県医療的ケア実施体制ガイドライン」等において、学校における医療的ケアの実施に当たっては、医療の専門的知見が不可欠であり、市町組合教育委員会は、域内の学校における医療的ケア児に関する総括的な管理体制を整備するため、医療的ケア運営協議会を設置することとしています。また、福祉部局など教育委員会以外の部局において類似の協議体がある場合は、その協議体に上記の医療的ケア運営協議会の機能を持たせるなど、効率的な運営に努めることとしています。丹波篠山市では、すでに丹波篠山市地域自立支援協議会医療的ケア部会が設置され、重症心身障

患者への対応の在り方に関する協議・調整、関係機関のネットワーク構築等を任務としています。現在、丹波篠山市地域自立支援協議会医療的ケア部会に、「医療的ケア運営協議会」の機能を持たせることは可能かについて、関係課で連携し、課題を整理し、協議をしているところです。

「医療的ケアに関するガイドライン等の策定」につきましても、兵庫県のガイドライン、他市のガイドラインを参考にしながら、一人一人の健康状態に応じた、安全性を考慮した支援ができるよう「丹波篠山市ガイドライン」(案)の作成に向け協議を進めています。

【質問主旨】1 看護師の配置体制や教員の研修について

【教育長答弁】

向井議員からの質問「医療的ケア児への教育支援体制を整えるために」のうち、4つ目「丹波篠山市特別支援教育推進基本計画において明記されている看護師の配置体制や教員の研修について、現状と課題、今後の計画について」についてお答えします。

教員の研修体制については、学校における医療的ケアに係る第3号基礎研修を毎年受講しています。「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づいて、教育の資質向上を行い、看護師等との連携の下、必要なケアを提供するための研修です。教職員は、医療的ケア児及び医療的ケアの教育的意義について理解するとともに、医療的ケアの教育的意義を最大限に発揮できるよう、自立活動等の授業を通して、日々の成長を促しています。また、医療的ケア児の健康状態を把握したり、教室の環境整備を行ったりするなど、常に看護師と情報共有を図り、医療的ケアの支援にあたっています。

看護師については、学校という医療現場とは異なる環境のもと、定型ではない、個性の高い医療的ケアに対しては、日々の医療的ケアの経験とともに手技の習得、熟練等に係る研修期間が必要です。看護師の専門性の向上を図るためにも医療・福祉部局、大学等との連携の上、最新の医療や看護技術、医療機器等に関する知識や技能を得るための実践的・臨床的な研修の機会を確保しなければなりません。また、看護師の不安を解消する手立てとして、医師会や看護団体と連携、福祉サービス等との連携による支援など、丹波篠山市として総合的な支援体制の管理下のもと医療的ケアを実施できるよう協議を進めます。

【質問主旨】1 医療的ケア児の支援の連携について

【教育長答弁】

向井議員からの質問「医療的ケア児への教育支援体制を整えるために」のうち、6つ目「医療的ケア児の支援の連携に対し、教育部局と福祉部局のそれぞれの役割や連携が必要と考えますが、どのようにお考えか。」についてお答えします。

丹波篠山市として、医療的ケア児をどのように支えていくか、医療的ケア児にどのように学びを保障し、教育の場を提供していくのか、このことは、教育、福祉、医療、保健、労働等にまたがる広域な課題と捉えています。医療的ケアについては、組織だって実施をしていくことに大きな意義があり、まずその基礎となるしっかりとした体制を作ることが必要だと考えます。今、その支援体制の整備に関わる丹波篠山市の課題を整理し、一人一人のニーズに応じた指導、支援を図るために、現状を関係課と共有し、具体的な役割や準備について、協議を進めています。

【質問主旨】1 看護師の継続的な確保について

【教育長答弁】

向井議員からの質問「医療的ケア児への教育支援体制を整えるために」のうち、7つ目「看護師の継続的な確保のために、ささやま医療センターとの連携が必要であると考えますが、どのようにお考えか。」についてお答えします。

看護師の確保については、継続して安定的に勤務できる、持続可能な体制を整えることが重要であると考えます。

医療的ケアを実施する看護師等の確保については、「兵庫県医療的ケア実施体制ガイドライン」には、「看護師派遣には、教育委員会が看護師等を直接雇用する場合と、医療機関等に委託する場合がある。」としています。令和元年8月の兵庫県の各自治体における看護師確保等の実態調査によると、雇用形態は、特別支援学校では常勤が多く、小・中学校においては、非常勤が多く、次いで訪問看護ステーション等との委託契約となっています。さらに市立特別支援学校での看護師等雇用携帯は、県内15校のうち13校が直接雇用しています。

丹波篠山市では、看護師の配置について、医療機関等への業務委託でなく、丹波篠山市が直接雇用する形態をとっています。そのメリットとして、学校長の服務監督があり、緊急時の対応等の指示系統が明確であり、学校、看護師、指導医等、関係機関との連携が図りやすいことがあります。ささやま医療センター等の医療機関との連携については、相談体制の構築、医療的ケア、医療機器等に関する実践的・臨床的な研修の確保、学校園の医療的ケア体制のバックアップにつながるものと考えます。

Q. 医療的ケア運営協議会について協議中とはどういうことか。

A. 福祉部局に丹波篠山市地域自立支援協議会医療的ケア部会があり、今も学校関係者である養護学校の養護教諭、看護師、学校教育課の職員等が出席し、学童期における子供の支援等について専門家の意見を受けて対応してきました。この医療的ケア部会に、法で定められている「医療的ケア運営協議会」の機能を持たせることが可能か協議しています。

Q. 福祉部局の丹波篠山市地域自立支援協議会医療的ケア部会の中に、本人、その家族の意向はどのように反映されるのか。

A. 医療的ケア部会では、大人から子供まで医療的ケアが必要な方の報告や情報共有がされています。部会には、本人、家族の参加はないが、養護学校の職員が、保護者の思いや子どもの様子を確認したうえで、報告するのが適切であると考えます。

Q. 医療的ケアに関する「兵庫県のガイドライン」では、医療的ケア運営協議会は本人、家族を中心に考えるとなっている。本人、家族を抜いてどのように調整するのか。

A. 医療的ケア行為をするのは看護師になるが、主治医の指示書に基づいて行っています。運営協議会では、学校が保護者の要望聞いて伝え、専門家、医師の意見を聞くことが望ましいと考えています。

Q. 「兵庫県のガイドライン」では、本人・家族、主治医、学校との合意形成が必要であるとする。本人・家族の意志が尊重されるようなプロセスを大切にしていきたい。

Q. 学校看護師の採用の条件整備も整えて、定着に結び付けてほしい。

A. 病院外で医療的ケア行為をするのは、かなりの責任と重圧があり、すぐ退職されるケースがあります。国の「切れ目ない支援体制」予算なども活用して、正規2人、会計年度任用職員2人雇用し、常時3人体制を確保しています。

Q. 市内には医療的ケア児は少ないが、一人の子どものため、市、教育委員会が最善を尽くしていただきたい。

A. 本人、家族の思いも大切にしながら、また、安全面、命を守ることも大切にしながら、できるだけ対応に努めていきます。

【通告番号】 個－8

大上 和則 議員

【質問事項1】 こどもの教育環境について

【質問主旨】 幼児教育について

【教育長答弁】

大上議員からの質問「こども教育環境について」のうち、1つ目「幼児教育について」お答えします。

議員ご指摘のとおり、今田保育園につきましては、土砂災害のおそれがある区域として土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンに指定されています。また、今田幼稚園については、土砂災害があった場合に建築物に損壊が生じるなどのおそれのある区域として、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンに指定されています。いずれの区域におきましても、区域内に存在する施設へのスムーズな情報伝達や避難体制の整備が重要とされています。

教育委員会からは両園に、雨量や土砂災害警戒情報の入手方法を示し、山鳴りや土の臭いといった予兆に気をつけながら早めに避難するよう指導しており、作成が義務付けられている避難確保計画を作成するとともに、大雨を想定した避難訓練も年1回は実施しています。

特に今田保育園については、共働き家庭の就労支援として気象警報発令時も開所することが原則であるため、今田まちづくりセンターへの避難訓練をこども未来課と連携しながら、市役所の公用車を用いて実施しています。かつては避難先まで保育士の車でピストン送迎していたこともありますが、近年では保護者のご協力もあって、気象警報発令時に預けられる園児は3～4人程度と少なく、スクールバスを活用せずともスムーズに避難できています。また、大雨の中を歩いて国道まで下りてスクールバスに乗るよりも、園舎近くで乗用車に乗る方が安全です。スクールバスの運転手も常駐しているわけではありませんので、訓練同様、公用車や保育士の車を用いる方が素早く避難することができます。

こうしたソフト面での対策を行う一方、両園とも老朽化が進んでいるため、ハード面においても検討を進める必要があります。より安全なエリアで認定こども園化することも含め、安全・安心な保育環境の確保に向け、早急に検討を進めます。

土砂災害警戒区域内にある他の公立学校園施設につきましても、情報伝達や避難体制整備などのソフト対策を行いつつ、校舎・園舎の老朽化や子どもの数の推移を見定めながら、子どもたちの安全を第一に考えて適宜検討していきます。

Q. こども園化についてどのように考えているのか。

A. 教育委員会の中で早急に検討していきます。認定こども園については、味間では検討会を設置したが、多紀では検討会を設置せず開園しました。今田地区のこども園化、設置場所にあたっては、保育園、幼稚園など関係者の交えた検討会が必要かと考えています。また、今田のまちづくり協議会から教育環境について話し合いの場を持ちたいとの提案をいただいているので、ご意見も頂戴したいと考えています。

Q. 味間、たきのこども園については新設となった。統一的な見解として、今田にも新設をお願いしたい。

Q. 警報が出た場合、今田幼稚園児は今田保育園の預かり保育に行く。土砂災害のレッドゾーンからイエローゾーンに避難することになる。その後、状況によって、今田保育園からまちづくりセンターに避難することになり、早急な改善が望まれる。

A. 状況は理解しており、こども園化を機に解決していきたいと考えていますが、具体的方策については研究していく必要があります。今は現状の中で、安全対策を講じていきます。

Q. 今田保育所から今田まちづくりセンターに避難する際、本庁の公用車を活用すると聞いているが、過去には先生の私用車で送ったとも聞く。先生の負担を考えると、公用車にて避難所に届ける体制が必要ではないか。

A. 公用車での送迎を基本としています。こども未来課では、早め早めに気象情報をキャッチして、対応をしています。今後、例えば、今田支所の公用車を活用した支援について検討をすすめます。

Q. 今田地区以外の土砂災害イエローゾーンの対策は講じているのか。

A. 土砂災害区域にある学校園については、避難計画を策定し、その計画に基づき訓練を実施しています。

【質問事項2】小中一貫教育について

大上議員からの質問「こども教育環境について」のうち、2つ目「小中一貫教育について」お答えします。

小中一貫教育の導入の背景は、その導入自体が目的でないことは言うまでもありません。小学校と中学校は、児童生徒の発達段階に応じて教育活動が異なるため、指導体制や方法などの様々な違いが、いわば学校の文化として積み上げられてきました。このため、単に小学校と中学校を組織として一緒にするだけでは成果を上げることはできません。大切なことは、義務教育9年間を連続した教育課程として捉え、児童生徒・学校・地域の実情等を踏まえた具体的な取組内容の質を高めることが重要であると捉えています。

丹波篠山市では、中学校区ごとに9年間の学びと育ちの連続性の確立を図ることができるよう取組を行っています。

取組の状況としましては、教員の交流・協議として、生徒指導関係で気になる児童生徒の情報共有、SNS・情報機器の取扱い・ゲーム依存に関する情報共有、学校のルール・家庭での約束事の情報交換を行っています。

学習、授業面では、家庭学習のあり方やICT活用、めあてやふりかえりの設定の仕方、

授業のあり方、そして、同和教育等の学びのつなぎ、系統だった指導、授業規律の統一について連携した取組を進めています。

児童生徒の交流・体験として、小中交流授業、入学説明会、部活動見学、出前授業などを行い、中学校の規律や中学校への心構えを知り、中学校に対する不安を和らげたり、具体的なイメージを持ったりする取組を行っています。

こうした取組をこれまで各中学校区で積み上げてきており、児童生徒の支援体制の整備、トラブルや不登校などの未然防止、スムーズな中学校生活のスタートの実現に成果をあげています。こうした小中の連携による学び・育ちのつなぎにより、9年間を見通した系統性・連続性の強化につながっています。

また、児童生徒の交流や体験を通して、多様な異学年交流の活発化や中学校区を単位とした地域の活性化による地域の教育力の強化にもつながっています。

こうしたことから、丹波篠山市では、小中連携事業をより進めるとともに、すでに小中一貫教育をすでに導入している他市等の情報などを参考に、今後、本市にとって最適な体制について、調査研究を進めていきます。

Q.平成22年には、篠山市学校教育改革5カ年10か年実施計画が策定され、城東小学校等が統合された。教育を取り巻く環境も変化しており、将来的な基本計画が必要ではないか。

A.平成20年頃、城東地区、多紀地区で少子化が進む状況の中、地域、保護者から将来の子どもたちの教育環境を良くしたいの声もあり、統合が進みました。少子化の推進、施設の長寿命化、GIGAスクール構想など新たな要素が加わってきています。学校は子ども達の教育の場であり、地域の財産でもある。地域の意見、保護者の意見を聞き、教育委員会の考えを交えながら、より良い教育環境を作っていきたいと考えています。

【通告番号】 個－11

渡邊 拓道 議員

【質問事項1】 道路交通安全施設の維持管理と整備について

【質問主旨】 通学路の点検について

【教育長答弁】

渡辺議員の1点目の質問「道路交通安全施設の維持管理と整備について」のうち、6つ目の「通学路の点検について」お答えします。

丹波篠山市における通学路については、学校園安全管理マニュアルに基づき学校園では学校園安全計画を策定しており、毎月1回の学校園職員による安全点検や随時、保護者、PTA、地域ボランティアの協力を得て、様々な視点から安全点検を実施しています。

通学路の点検基準についても、学校園安全管理マニュアルに沿って、標示がはっきり見えるか、街路樹等のため見えにくくないかなど点検項目に沿って実施いただいております。

丹波篠山市では、平成24年4月に亀岡市の児童を巻き込む交通事故を発端に文部科学省及び国土交通省から「通学路の交通安全確保の徹底について」通知とともに「通学路の緊急合同点検」の実施依頼があり、市内通学路における緊急点検を実施し、危険個所の改善を図りました。

また、平成25年12月には「安全対策推進体制確立」の通知があり、引き続き通学路の安

全確保に向けた取り組みを行うため、学事課、地域整備課、市民安全課、篠山警察署交通課、丹波県民局柏原土木事務所道路課、学校長による安全対策推進体制を確立しました。

先に申しあげました学校園安全計画に基づく地域や各学校からの安全点検結果も含めた改善要望個所を安全対策推進体制メンバーにより合同点検を実施し、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全対策教育のようなソフト対策など、具体的な実施メニューを検討して「丹波篠山市通学路安全対策プログラム」を策定し、学校やPTAなど関係機関が連携して児童生徒が安全に通学できるよう通学路交通安全対策を講じています。

報告 4

小中学校児童生徒の問題行動等について

小中学校児童生徒の問題行動等について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成 14 年教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき報告いたします。

令和 3 年 10 月 25 日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

令和2年・令和3年度 小学校児童の問題行動等件数

丹波篠山市教育委員会学校教育課 令和3年9月末現在
上段は昨年度、下段は今年度の数

		年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
刑法犯行為	対教師暴力	学校内	R2						2	1		1			4	
			R3													
	学校外	R2														
		R3														
	生徒間暴力	学校内	R2			2			1							3
			R3						1							1
	学校外	R2														
		R3														
	対人暴力	学校内	R2													
			R3													
	学校外	R2														
		R3														
	器物損壊		R2							1		1		1		3
	R3															
	恐 喝		R2													
	R3															
窃盗・万引き等		R2														
R3																
その他(強盗・放火等)		R2														
R3																
ぐ 犯 不良行為	深夜はいかい	R2														
		R3														
	家 出	R2														
		R3														
	無断外泊	R2														
		R3														
	金品持ち出し	R2														
		R3														
	不健全性的行為	R2														
		R3														
	飲 酒	R2														
		R3														
	喫 煙	R2														
		R3														
	薬物乱用	R2														
		R3														
粗暴	けんか	R2					1						1		2	
		R3														
その他(不良交遊・危険遊戯・指導不服従等)		R2		1	1			5	40	24	19	13	8	8	119	
		R3		2	1			1							4	
無免許運転		R2														
		R3														
いじめ		R2	1		6	4	3	2	3	2	2	1	7	1	32	
		R3	2	2	6										10	
合 計		R2	1	1	9	4	4	8	46	27	22	15	17	9	163	
		R3	2	4	7			2							15	

不登校	R2児童数	R2				4	5	7	8	9	10	15	16	17
	1986				0.20%	0.25%	0.35%	0.40%	0.45%	0.50%	0.76%	0.81%	0.86%	
	R3児童数	R3		2	7	12	12	15						
	1979		0.10%	0.35%	0.61%	0.61%	0.76%							

令和2年・令和3年度 中学校生徒の問題行動等件数

丹波篠山市教育委員会学校教育課 令和3年9月末現在
上段は昨年度、下段は今年度の数

		年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計		
刑法犯行為	対教師暴力	学校内	R2														
			R3														
		学校外	R2														
			R3														
	生徒間暴力	学校内	R2			1	2		2		1	1	1	2	2	12	
			R3		6	2			1							9	
		学校外	R2														
			R3	1													1
	対人暴力	学校内	R2														
			R3														
		学校外	R2														
			R3														
	器物損壊		R2								1					1	
			R3														
	恐 喝		R2					1								1	
			R3														
窃盗・万引き等		R2															
		R3															
その他(強盗・放火等)		R2															
		R3															
ぐ 犯 不良行為	怠情浪費	深夜はいかい	R2														
			R3														
		家 出	R2									1					1
			R3	1					1								2
	無断外泊	R2															
		R3															
	金品持ち出し	R2															
		R3															
	飲酒喫煙等	不健全性的行為	R2														
			R3														
		飲 酒	R2														
			R3														
	喫 煙	R2															
		R3															
	薬物乱用	R2															
		R3															
粗暴	けんか	R2						1							1		
		R3															
その他(不良交遊・危険遊戯・指導不服従等)		R2			2	1	2	1	3	3	6	5	6	1	30		
		R3	4	3	3	2		4							16		
無免許運転		R2															
		R3															
いじめ		R2			5	1		4	1	4	1		2		18		
		R3	1	3		5									9		
合 計		R2			8	4	3	8	4	10	8	6	10	3	64		
		R3	7	12	5	7	1	5							37		

不登校	R2生徒数	R2				10	13	18	26	29	32	33	36	38
	949	R3				1.05%	1.37%	1.90%	2.74%	3.06%	3.37%	3.48%	3.79%	4.00%
	R3生徒数	R3		8	19	22	23	27						
	977			0.82%	1.94%	2.25%	2.35%	2.76%						

報告 5

令和 3 年度 1 0 月 小・中・特別支援学校定例校長会について

令和 3 年度 1 0 月 小・中・特別支援学校定例校長会について、丹波篠山市教育委員会事務
決裁規則（平成 1 4 年教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき報告いたします。

令和 3 年 1 0 月 2 5 日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下別冊 1》

報告 6

「人権教育に関する教職員の意識調査」報告について

「人権教育に関する教職員の意識調査」報告について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和3年10月25日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下別冊2》

報告 7

ホストタウン事業（プエルトリコ・チャイニーズタイペイとのオンライン交流）
について

ホストタウン事業（プエルトリコ・チャイニーズタイペイとのオンライン交流）について、
丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第3項の規
定に基づき報告いたします。

令和3年10月25日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

ホストタウン事業(プエルトリコ・チャイニーズタイペイとのオンライン交流)について

【ホストタウン事業の経緯】

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウン事業として、オリンピックのバハマの陸上競技選手、パラリンピックのプエルトリコの柔道選手、チャイニーズタイペイの卓球選手との大会後交流を予定していましたが、相手国より辞退の申し出があり大会後の直接交流を中止することが決定しました。

そこで、当初より計画のあった相手国の給食メニューの提供や応援メッセージの送付を行うとともに、コーディネーターを通じ相手国に大会後のオンラインによる交流を打診し回答のあったプエルトリコ、チャイニーズタイペイについてオンライン交流を行いました。

プエルトリコについては、これまでから篠山小学校において大会前のオンライン交流や選手の健闘を祈り応援メッセージを贈るなどさまざまな取り組みを行ってきました。今回の大会後交流では、ルイス選手をはじめ大会関係者にご参加いただき、試合中や選手村での様子など映像を交え感想などを伝えていただきました。篠山小学校6年生の児童からは選手への質問や今後の活躍にエールを贈りました。

チャイニーズタイペイについては、丹波篠山市卓球協会のみなさまや程銘志選手をはじめご家族の方やパラリンピック協会の関係者など多くの方にご参加いただき、大会前に引き続き大会後オンライン交流を実施いたしました。交流では大会期間中の選手村の様子や今大会での「おもてなし」について質問や懇談を行いました。最後にパラリンピックを通じて交流ができたことに対し、お互いに「感謝」の気持ちを伝え交流が深まりました。

【ホストタウン事業の取り組み実績】

- ① 給食のメニューとしてホストタウンの3カ国の料理を提供及び食育授業の実施
(令和3年6月21日(月))



② 相手国への応援メッセージ等の送付（丹波篠山市柔道協会など）



③ 篠山小学校におけるプエルトリコとの大会後のオンライン交流の実施
（令和3年9月28日（火））



④ 丹波篠山市卓球協会とチャイニーズタイペイとのオンライン交流の実施
（令和3年10月5日（火））



報告 8

第 4 2 回丹波篠山 A B C マラソンの実施方法等について

第 4 2 回丹波篠山 A B C マラソンの実施方法等について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成 1 4 年教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき報告いたします。

令和 3 年 1 0 月 2 5 日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下別紙》

報告 9 教育長報告

日	月	火	水	木	金	土
				9/9 9:20 西紀 きた幼・北 小学校訪問 13:00 R3 主 要事業計画 市長ヒアリ ング (応接 室)	9/10 17:00 第 30 回新型コロナ 対策本部 会議 (2-301. 30 2)	9/11
9/12	9/13 9:45 味間 認定こども 園訪問	9/14 8:30 政策 会議 (301) 10:00 県と の面談 (県 篠山庁舎) 13:30 会議 16:00 所属 長会議 (2-303) 16:30 来客 あり	9/15 9:30 市議 会長月会議 本会議 (第 2 日) : 一 般質問	9/16 9:30 市議 会長月会議 本会議 (第 3 日) : 一 般質問 17:00 協議 (応接室)	9/17 16:00 災害 対策本部会 議 (301)	9/18 18:00 認定 こども園コ ロナ対策協 議
9/19 14:00 認定 こども園臨 時休業 (学 年閉鎖) 記 者発表 (301)	9/20 敬老 の日	9/21 8:30 政策 会議 (301) 16:00 所属 長会議 (2-301. 30 2) 16:00 来客 あり 18:30 観月 園遊会 (市 民センタ ー)	9/22 9:30 市議 会予算決算 委員会	9/23 秋分の 日	9/24 9:30 市議 会長月会議 本会議 (第 4 日) : 決 算提案 13:30 会議	9/25

9/26	9/27 13:30 R3 主要事業計画市長ヒアリング（応接室）	9/28 8:30 政策会議（301） 9:00 プエルトリコとオンライン交流（篠山小） 15:00 R3 主要事業計画市長ヒアリング（応接室） 17:15 多紀教職員組合との懇談（2-303）	9/29 8:45 一般質問進捗管理（教育長室） 13:25 キャリア教育出前講座（篠山鳳鳴高校） 16:00 所属長会議（2-301. 302） 17:00 教育委員協議会（交響ホール楽屋 B） 18:00 臨時教育委員会（交響ホール楽屋 B）	9/30 8:30 会議（教育長室） 9:30 市議会議長月会議本会議（第5日）：委員長報告（終了後） 議員全員協議会・記者発表 16:00 県立高等学校の存続と定員数の地域間格差の是正に向けた首長会議（応接室・オンライン）	10/1 9:00 来客あり	10/2 14:00 人権・同和教育セミナー2021（丹南健康福祉 C）
10/3	10/4 8:30 部長会・政策会議（301）	10/5 10:00 10月定例校長会（丹波篠山市民センター） 11:40 学校給食試食会（城東公） 13:30 第2回丹波篠山市展実行委員会（2-301. 302）	10/6 16:00 所属長会議（2-303）	10/7 8:30 机いす組立（味間小） 14:30 来客あり	10/8 10:00 さぎそう学園開講式（今田まちづくり C） 13:00 【10月】定例教育委員会議案検討会（2-303）	10/9 13:00 丹波篠山世間遺産（城東公）

10/10	<p>10/11</p> <p>9:30 市議会本会議 (臨時)</p> <p>10:30 主要事業計画ヒアリング (応接室)</p>	<p>10/12</p> <p>8:30 政策会議 (301)</p> <p>10:00 あおやま学園開講式 (市民センター)</p> <p>13:00 12月補正教育長ヒアリング (2-303)</p> <p>16:00 所属長会議 (2-303)</p> <p>16:40 12月補正教育長ヒアリング (2-303)</p>	<p>10/13</p> <p>13:30 プロから学ぶ (今田中)</p>	<p>10/14</p> <p>9:30 中学校10月定例校長会 (今田中)</p> <p>15:00 初任者研・2～5年次人権教育研修会 (市民C)</p>	<p>10/15</p> <p>8:45 R4 当初新規拡充・「教育」教育長ヒアリング (2-303)</p> <p>14:00 結核対策委員会 (2-303)</p>	10/16
10/17	<p>10/18</p> <p>8:30 政策会議 (301)</p> <p>9:30 小学校校長会10月定例会 (大山小)</p> <p>13:00 R4 当初新規拡充・「教育」教育長ヒアリング (2-303)</p>	<p>10/19</p> <p>14:00 面談 (教育長室)</p> <p>15:00 例規審査会 (301)</p> <p>17:00 来客あり</p>	<p>10/20</p> <p>8:45 R4 当初新規拡充・「教育」教育長ヒアリング (2-303)</p> <p>16:30 所属長会議 (2-303)</p> <p>17:00 新型コロナ対策本部会議</p>	<p>10/21</p> <p>9:00 市長の学校訪問見学 (今田小)</p>	<p>10/22</p> <p>10:00 丹波篠山市戦没者追悼式 (田園交響ホール)</p> <p>15:00 第42回丹波篠山ABCマラソン実行委員会 (市民C)</p>	10/23
10/24	<p>10/25</p> <p>13:30 教育委員協議会 (2-301.302)</p> <p>14:00 定例教育委員会 (2-301.302)</p>					

1 第42回丹波篠山ABCマラソンの開催について

【第42回大会の方向性】

新型コロナウイルス感染症による前々回（第40回大会）の直前中止、前回（第41回大会）のオンライン開催を経て、2大会ぶりの通常開催。

10,000人規模の大会については、開催が困難であるため、定員を4,000人に絞り、コンパクトで安心・安全な大会を開催する。

【新型コロナウイルス感染症防止対策】

1 基本方針

日本陸上競技連盟が示す「ロードレース再開についてのガイドンス」に基づき、感染対策を施し大会を開催する。

2 開催の前提条件

- ・兵庫県における緊急事態宣言、まん延防止重点措置が発出されていないこと
- ・丹波篠山市から開催が認められていること
- ・新型コロナウイルスに関する医療体制が逼迫していないこと
- ・医療、救護を担当する医師、看護師が確保されていること
- ・ボランティアスタッフが確保されていること
- ・大会を開催する条件が揃っていること

【大会概要】

名称	第42回丹波篠山ABCマラソン
開催期間	令和4年3月6日（日）
コース	篠山城跡マラソンコース（日本陸連公認）
会場	篠山城跡三の丸広場
協賛	日本臓器製薬（予定）
種目	フルマラソン（42.195km）
定員	4,000人（先着）
参加料	12,000円
参加条件	ワクチン接種（2回目）が完了していることまたは、抗原検査やPCR検査において陰性が確認されていること
申込方法	インターネットサイトによる申込 （1）丹波篠山市内宿泊付申込（先着締切） 申込期間：11月15日（月）～11月30日（火） （2）一般申込（先着締切） 申込期間：11月19日（金）～12月20日（月）